

事務連絡
令和4年12月19日

各
都道府県
市町村
特別区
母子保健主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

HTLV-1 母子感染予防対策マニュアルの改訂等について

平素より、HTLV-1 母子感染対策に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、令和4年度厚生労働科学研究費補助金・健やか次世代育成総合研究事業「HTLV-1母子保健対策および支援体制の課題の検討と対策に関する研究（研究代表者：内丸薫）により、「HTLV-1母子感染予防対策マニュアル」（平成29年4月14日付事務連絡「HTLV-1母子感染予防対策マニュアルの送付について」により送付）が5年ぶりに改訂され、「HTLV-1母子感染予防対策マニュアル第2版」（以下「改訂マニュアル」という。）が公表されましたので、お知らせします。

改訂マニュアルにおいては、エビデンスの確実性は高くないものの、国内のコホート研究等において、90日未満の短期母乳栄養と完全人工栄養との間には、母子感染率の点で明らかな差は認められなかったこと等の記載が追加され、短期母乳栄養を希望する場合には、90日までに完全人工栄養に移行できるよう支援が必要等とされています。

なお、短期母乳栄養を希望しても、90日未満で完全人工栄養に移行できず、長期母乳栄養になる母子も存在しており、この場合、母子感染率が有意に高くなるとされており、母子感染予防の観点から、最も確実で、最もエビデンスが確立された栄養方法として完全人工栄養を引き続き推奨することとしています。

また、今般、各都道府県における HTLV-1 母子感染対策事業の実施状況について、取りまとめを行いましたので、別紙のとおり送付します。

各都道府県におかれては、母親が自らの意思で栄養方法を選択できるよう、それぞれのメリット・デメリットを十分に説明し、対話に基づく共有意思決定

支援が行われるよう、改訂マニュアルを貴管下関係機関等に周知いただくとともに、他の都道府県の取組も参照頂き、医療機関を含む地域の関係機関と連携の上、HTLV-1 母子感染予防対策の推進に努めていただくようお願いします。

(参考)

改訂マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-hoken16/dl/01.pdf>